法制執務業務支援システム(e-LAWS)の概要



- ▶「霞が関で働く女性有志」の提言を踏まえ、業務省力化・平準化の観点から、ICTを活用し、法案等関係資料の作成支援等を行うシステムの開発を行うことを決定(「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)
- ▶ 総務省行政管理局において、一連の法案等作成業務を支援する「e-LAWS」を開発し、平成28年10月3日から各府省において本格運用を開始
- ▶ ①所管府省が確認・認証した正確な法令データを確立し、法令原本として活用できるデータベースを行政 及び国民等へ提供、②新旧対照表から改め文を自動作成するなど、法案担当者の負担を大きく軽減

